

市民提言案と行政素案の比較表

～市民提言案の変更点についての基本的な考え方～

平成15年8月19日版

多 摩 市

市民提言案変更に関する基本的な考え方

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
<p>前文</p> <p>私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。</p> <p>私たち市民は、ここに集い、あるいはここに生まれ、暮らし、働き、学び、育ち、命を育み、命を終え、それぞれの歴史を刻んでいます。</p> <p>この大切な私たちのまちを、誰にとっても暮らしやすく、生きていて楽しいと感じることのできるまちにするために、私たち市民は、ともに力をあわせていかなければなりません。そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわっていくことが必要です。</p> <p>このことは、市民自治の原点であり、地方分権の流れの中で、これを確実なもとすることが求められています。</p> <p>私たちは、誰もが市民として誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、市民の自治が保障される地域社会の創造を目指し、ここに、多摩市市民自治基本条例を制定します。</p>	<p>用語については、前文は、基本的理念であることから、「です・ます」調を用い、条文は、具体的に権利・義務関係が発生することから、正確性を確保する上からも法制実務上のルールに沿ったものとした。</p> <p>「私たちが暮らす・・・」これは、緑豊かな多摩丘陵やニュータウンも開発後 30 年を迎え、当初、苗木であった木々も大木となっていることから、多摩市の自然の豊かさを表現したものである。</p> <p>「私たちは・・・」は、文言を整理し、時間を刻んでいると同時に、歴史の積み重ねが文化を形成してきたことを加筆した。</p> <p>「ここに集い・・・」の部分にニュータウンの開発にともない全国から市民が集ってきたことを表現した。</p> <p>「この大切な・・・」は、このまちがニュータウン開発以前より、先人の努力の上に成り立っていることを加筆すると同時に、住民自治に基づくまちづくりを「自治の原点」とし、まちづくりが行なわれなければならない</p>	<p>私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。</p> <p>私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史と文化を刻んでいます。</p> <p>私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって、発展してきた大切なこのまちを、次の世代に引き継ぐため、ともに力をあわせ、自ら築いていかなければなりません。</p> <p>このことは、自治の原点であり、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが求められています。</p> <p>このため、私たちは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、子どもから高齢者までの誰もが、市の自治に参画することによって、市の自治が推進され、公共の福祉が向上し、市民がいきいきとし、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
	<p>ことを加筆した。</p> <p>「男女」の横軸に「年齢」の縦軸としてそれぞれの人権が尊重され、全ての市民の個性や能力が発揮されることにより、個々の市民が様々な自己実現できることが「生きていて楽しいと感じる」ということであろうことから統合した。</p> <p>「市民自治」は、憲法第92条の地方自治の本旨である「住民自治」と「団体自治」のうち、「住民自治」のみをあらわしているように受け取られることから、「住民自治」と「団体自治」の双方の考え方を入れることによって、「団体自治」を補強し、地方自治の本旨を条例レベルで具現化するもので「多摩市の自治を創る」ことを明言した。</p> <p>「市民自治」は、「市の自治」と対極をなすものではなく、「地方自治の本旨」に基づき、市の自治の中に包括されるものとする。</p>	
第1章 総則		第1章 総則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、多摩市のまちづくりにおける、市民、議会、市の役割や責務を明らかにし市民自治の基本原則を定めることを目的とします。</p>	<p>前文の「個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現」を受けて、住民自治の基本原則を定め、それぞれの市民が多様な力を発揮することの結果として「個性のある地域社会の実現を図る」ことを目的とした。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、多摩市(以下「市」という。)の自治の基本原則を定め、まちづくりの主体者である市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
		<p>力し、行動することにより、公共の福祉を向上し、もって個性のある地域社会の実現を図ることを目的とする。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例においての用語の定義は、次のとおりです。</p> <p>(1) 市民とは、多摩市に住み、働き、学ぶ全ての人のことをいいます。</p> <p>(2) 市民自治とは、主権者としての市民が主体的に地域課題等の解決に向けてともに考え行動することをいいます。</p> <p>(3) まちづくりとは、前文に掲げた理念を市民自治に基づき実現することをいいます。</p> <p>(4) 協働とは、多摩市を構成する個人や団体がそれぞれの果たすべき責務と役割を自覚し、相互に助け合い、協力することをいいます。</p> <p>(5) 参画とは、市が実施する施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいいます。</p>	<p>用語の定義は、市民提言案を基に第3条以降に複数回記述されているものを中心とし、単独でその他に影響のないものについては、個別条文の中で定義及び解説をおこなった。</p> <p>市民提言案(1)「市民」の定義については、市民提言案の「住み、働き、学ぶ」者という趣旨に基づき、まちづくりの主体者として、「定義」では、市民を広く捉え、具体的に法令に基づく住民に限定される権利、義務については、各条項の中で整理することとした。</p> <p>また、「市内で働き・学ぶもの」と市民提言案には触れられていなかった、法人市民、各種団体を加え、市外に居住している市内の土地所有者等の権利者を含め再定義をおこなった。</p> <p>市民提言案(2)については、「住民自治(市民自治)」だけでなく、住民自治に支えられた、「市の自治」を担う「市民」「市議会」「市長」及び「市の執行機関」の連携の中で、それぞれがまちづくりの主体者として、地域社会を築いていくことを広く市の自治とした。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市の自治 まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割に応じて、互いに連携し公共的な事柄を自主的に決定し、地域社会を築いていくことをいう。</p> <p>(2) 市民 市内に居住する者、働く者、学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいう。</p> <p>(3) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいう。</p> <p>(5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいう。</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
	<p>市民提言案(3)の「まちづくり」の定義については、明確な規定が困難なこと、個々の主観によるべきものであることから削除した。</p> <p>市民提言案(5)の参画の定義では限定的なため、広くまちづくりの活動に参加する意味から文言を整理した。</p> <p>市民提言案(4)の協働については、「何のために」という目的を明確化した。</p> <p>行政素案では、市民提言案に加え、「市」の範囲や「市長」との文言等を整理するため、「市の執行機関」という定義をおこない、市長に加え行政委員会にこの条例の効力が及ぶことを明確にした。</p>	
第2章 基本原則		第2章 基本原則
第1節 基本原則		第1節 基本原則
<p>(基本原則)</p> <p>第3条 市民、議会、市は、この条例を多摩市の最高規範として、尊重する責務を負い、まちづくりの担い手としてそれぞれの立場を理解し、協働しながら、市民自治を推進します。</p>	<p>市民提言案では、その趣旨の中に第1条「目的」との重複等があることから、自治の様態を、「総論」「男女の人権」「子どもから高齢者までの参加する権利」「地方自治の本旨」「知る権利」「市民の自主性の尊重」等の6つに分割し基本原則として規定した。</p> <p>第1項「総論」では、地方自治法第1条の2で規定される広義の地方自治体の役割に言及した。</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第3条 市の自治は、市民の福祉を総合的に増進するとともに、市を発展させるものでなければならない。</p> <p>2 市の自治は、男女の個性と能力が十分に発揮され、推進されなければならない。</p> <p>3 市の自治は、それぞれの年齢にふさわしい参画により推進されなければならない。</p> <p>4 市の自治は、市民、市議会及び市の執行機関が、相互の理解及び信頼のもとで、推進さ</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
	<p>第2項「男女の人権」では、市民を男女という横軸に据え、お互いの人権が尊重され能力が発揮されるよう、男女共同参画社会基本法の理念を盛り込んだ。</p> <p>第3項「年齢にふさわしい参画」では、当事者参加も含め、年齢にあった参画の推進を盛り込んだ。</p> <p>第4項「地方自治の本旨」では、住民自治と団体自治の主体者を市民、市議会、市の執行機関とし、情報の共有と連携によりまちづくりが推進されることを規定した。</p> <p>第5項「知る権利」では、情報の共有が市の自治の主体者が連携するために不可欠なものであるとした。</p> <p>第6項「市民の自主性の尊重」では、自治の主体者の連携は、あくまで自主性を重んじ推進されなければならないことを規定した。</p> <p>最高規範の部分は、条例の性格を現す重要なところであることから、「条例の位置付け」として第4条に単独条文として掲載した。</p>	<p>れなければならない。</p> <p>5 市の自治は、市民、市議会及び市の執行機関が互いの情報を共有することを前提に推進されなければならない。</p> <p>6 市の自治は、市民の自主性・自立性が尊重され、推進されなければならない。</p>
	<p>条例の位置付けを明確にするとともに、本条例の位置付けは、大変重要であることから</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第4条 この条例は、市の自治の最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市の</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
	基本原則の「節」で「条」を設けて規定した。	総合的な規範となるものである。
第2節 市民の役割		第2節 市民の役割
<p>(市民の権利)</p> <p>第4条 市民は、市民自治の主体であり、まちづくりをする権利を有します。</p> <p>2 市民は、まちづくりの実践を積み重ねながら、市民自治を拡充します。</p> <p>3 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりをする権利を有します。</p> <p>4 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることはありません。</p>	<p>市民がもつ権利について、地方自治法第10条2項に定められているものを基本に、市民提言案の「まちづくりをする権利」を分解して、憲法第92条の地方自治の本旨の中で住民自治の理念に根ざした権利として、「参画すること」「意見を表明及び提案すること」さらに憲法第13条をよりどころとして「知る権利」を規定した。</p> <p>市民提言案の第4条第2項は、個々の市民の自主性・自立性に基づく活動が地域社会の自立を促すまたは、育てるという意味に解されるので、これをもつて具体的な市民の権利とは言えないことから記載していない。</p> <p>「年齢にふさわしい参加の権利」は、市民の権利というよりも、普遍的な基本原則に近いものであるので、第3条第3項の人権規定に包括して定めた。</p> <p>参画する権利は、権利であって義務でないと考えられることから、参画しないことに起因する個人の不利益は想定されないので記載しなかった。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、法令に定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利を有する。</p> <p>2 市民は、市の自治に参画することができる。</p> <p>3 市民は、市の自治に関し、自らの意見を表明又は提案することができる。</p> <p>4 市民は、市の自治に関し、市の執行機関及び市議会の保有する情報を知ることができる。</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
<p>(市民の義務)</p> <p>第5条 市民は、自主、自律的な市民の活動をお互いに尊重するとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。</p> <p>2 市民は、その権利の行使にあたっては常に市民全体の公共の福祉、次世代への責務、多摩市の将来に配慮します。</p>	<p>市民の権利と表裏をなす義務についても、明確にすることとし、市の自治への参画は、努力目標とした。</p> <p>市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有するとともに、その経費を等しく負担する義務をおっていることを加筆した。</p> <p>市民提言案の「発言・行動に責任をもつ」という趣旨を再掲した。</p> <p>市民に対し第5条で付与した市民の個別権利は、公共の福祉にのたために行使されるものであって、個々の市民が権利を濫用することにより、他の多くの市民が不利益を受けることのないよう、第4項を規定した。</p>	<p>(市民の義務)</p> <p>第6条 市民は、第3条に定める基本原則に基づき、まちづくりの主体者としての役割を自覚し、市の自治の発展に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、法令の定めるところにより、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。</p> <p>3 市民は、市の自治に参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>4 市民は、前条で定める権利の行使にあたって、公共の福祉、次世代への負担及び市の将来を考慮するとともに、これを濫用してはならない。</p>
<p>第3節 コミュニティの役割</p>		<p>第3節 コミュニティの役割</p>
<p>(コミュニティの役割)</p> <p>第6条 コミュニティとは、市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活をおくことを目的とし、自主的に結ばれた組織及び集団をいいます。</p> <p>2 市民は、まちづくりを多様に支えうる自主的、自律的なコミュニティの役割を認識し、尊重します。</p>	<p>コミュニティの目的を定義した。</p> <p>コミュニティは、市民の自主・自立的な運営をされるもので、市はそれを尊重することを明文化した。</p>	<p>(コミュニティ)</p> <p>第7条 コミュニティは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくことを目的として、自主的に結ばれた組織及び団体をいう。</p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的、かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとする。</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
<p>第4節 議会の役割</p> <p>(議会)</p> <p>第7条 市民の総意に基づき、多摩市に議事機関として議会を設置します。</p> <p>2 議会は、市民自治の役割を認識して、その構成する組織及び運営を定めます。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意思を反映するため、常に市が適正な行政運営を行っているかを監視するとともに、市民に対してそれを明らかにします。</p> <p>4 議会は、議事機関として、多摩市の重要な政策決定等を行います。</p> <p>5 議会は、議員が立法の活動を迅速に行えるように自律的な組織体制を整備します。</p> <p>6 議会は、市民と意見交換を十分に行い、立法過程から情報を共有します。</p> <p>7 議会は、公開とし、市民に開かれた場とします。</p>	<p>現在、議会においてその内容が検討されているところであり、第8条、第9条は、法令の範囲内で条文化をおこなったものである。</p>	<p>第4節 議会の役割</p> <p>(市議会の権限)</p> <p>第8条 市議会は、法令に定めるところにより、住民の意思を代表し、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有する。</p> <p>2 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限を有する。</p>
		<p>(市議会の責務)</p> <p>第9条 市議会は、その権限を行使することにより、市の自治の発展及び公共の福祉の向上に努めなければならない。</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
第5節 市の役割		第5節 市長の役割
	<p>市民提言案では、「市」と「市長」の文言の示す内容や市長の「権限」や「責務」と行政の執行体制等についてが、混在しているので、整理し記載した。</p>	<p>(市長の権限)</p> <p>第10条 市長は、市を代表し、市の自治を発展させるとともに、公共の福祉を向上させるため、自らの政策を推進し、市を統括する権限を有する。</p>
<p>(市の責務)</p> <p>第8条 市は、市民の意思を取り入れ、市民参画を基本とし、総合的かつ迅速な行政運営を行います。</p> <p>2 市は、重要な計画等を策定する場合、市民に複数の計画案を提示します。</p> <p>3 市は、市民に対して説明責任及び応答責任を果します。</p> <p>4 市は、市民の自主的、自律的な活動に対してその役割を理解し、必要に応じて支援、協働します。</p>	<p>本条例の基本原則の遵守と行政の命題である、「最小の経費で最良の効果」の実現に努めなければならないとした。</p> <p>市民提言案の第2項の行政計画等の複数案提示についても、その現象面だけを捉えるのではなく、その根底にある、事前に住民の意見を求め、参画・協働の下に事業を執行していくことに第2項の本意があると考えことから具体的に掲載しなくても達成できるものと考えたので掲載しなかった。</p> <p>第3項の「説明・応答責任」は、第17条に盛り込んでいる。</p> <p>第4項については、第23条にその趣旨を盛り込んでいる。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第11条 市長は、第3条に定める基本原則に基づき、市の自治の発展及び公共の福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければならない。</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
<p>(市の体制)</p> <p>第9条 市民の信託に基づき、多摩市に市の代表者として、市長をおきます。</p> <p>2 市は、国・東京都との対等性の明確化を図り、多摩市のむまちづくりは、自己の判断と責任において、自ら定め、自ら処理します。</p> <p>3 市は、公正、公平で効率的な行政運営を行います。</p> <p>4 市職員は、その行使する権限が市民の信託に基づいていることを自覚し、公共の福祉の向上のため、その職務を誠実に果します。</p> <p>5 市は、市民との協働に必要な政策調整能力を備えた市職員の育成を行ないます。</p>	<p>市の執行体制について、市の執行機関としてのあるべき姿、地方分権の理念から、団体自治として、他の自治体からの自立性、他の自治体との対等平等性に言及した。さらに、必要に応じて連携協働すること、また、執行機関の職員の責務等についても触れることとした。</p>	<p>第6節 市の執行体制</p> <p>(市の自立)</p> <p>第12条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、それぞれの主体性を尊重し、市の自治の推進にあたっては、自らの判断と責任において、その権限を行使するものとする。</p> <p>2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、市の自治の発展に努めるものとする。</p> <p>(市の組織体制)</p> <p>第13条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、市の自治の推進及び発展に必要な能力を有する職員の育成に努めなければならない。</p>
第6節 自治体間の連携		

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
<p>(自治体間の連携)</p> <p>第10条 市民は、様々な取組みを通じて、市外の人々との連携を図り、知恵や意見をまちづくりに活用します。</p> <p>2 市は、近隣自治体と情報の共有及び相互理解を図り、公共施設の相互利用など連携したまちづくりを推進します。</p> <p>3 市は、自治の確立と発展が国際的に重要であることを認識し、国際交流及び連携に努めます。</p>		<p>3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならない。</p>
<p>第3章 情報の共有</p>		<p>第3章 情報の共有</p>
<p>(情報共有の原則)</p> <p>第11条 市民と市は、自らが考え行動するという市民自治の理念を実現するため、まちづくりに関する情報を共有します。</p> <p>2 市民は、市のすべての情報について知る権利を有します。</p>	<p>市の執行機関が保有する情報は、市民のものであること、また、参画・協働の前提である情報の共有について、市民間で格差が生じないよう措置を講じることとした。</p>	<p>(情報共有の原則)</p> <p>第14条 市は、その保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなければならない。</p> <p>2 市は、市民の参画及び協働にあたって、情報の格差が生じないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(情報公開)</p> <p>第12条 市は、市政に関して、市民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を公開します。</p> <p>2 市は、情報共有のために総合的な情報公開制度の整備を推進します。</p>	<p>市民提言案の第2項の制度整備については、すでに多摩市には情報公開条例が施行されており、削除することとした。</p>	<p>(情報公開)</p> <p>第15条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければならない。</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
<p>3 市が作成するすべての文書等は、市民にわかりやすい表現を用います。</p>		
<p>(説明・応答責任)</p> <p>第13条 市は、市政の運営における公正の確保と透明性の向上をはかるため、行政上の意思決定について、説明責任を負いその内容及び過程を明らかにします。</p> <p>2 市は、市民の意見、要望、苦情等の申し立てに対して、速やかに事実関係を調査し、それに対応します。</p>	<p>情報公開と対を成す個人情報の保護を次に規定し、その後、説明・応答責任を規定したため、市民提言案とは、順序が入れ替わっている。</p> <p>市民提言案の個々の条項に謳われることは、多摩市個人情報保護条例に規定されており、上記条例を包括する規定として、行政素案の第18条に個人情報の保護の重要性、個人情報を扱う職員のセキュリティーポリシーの徹底について言及した。</p> <p>市民提言案第14条第1項は、個人情報保護条例に規定している。</p> <p>市民提言案第14条第2項は、個人情報保護で目的外使用及び提供が禁止されているので掲載していない。</p> <p>「説明する責任」「応答する責任」について明確化した。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第16条 市は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的な人権の擁護と信頼される市政を実現しなければならない。</p>
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第14条 市が、個人情報を収集するときは、利用目的を明らかにします。</p> <p>2 市は、公表した利用目的以外に個人情報を利用することはできません。また、市民が個人情報を利用する際には、その個人の人権が侵害されないよう配慮します。</p> <p>3 市は、自己の個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障します。</p>		<p>(説明責任・応答責任)</p> <p>第17条 市は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果さなければならない。</p> <p>2 市は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとする。</p>
<p>第4章 参画・協働</p>	<p>市民提言案の趣旨に基づき、条文の内容について、全体的なバランスを調整した。</p> <p>市民提言案にあるそれぞれの制度等を残しつつ構成を見直し、第4章は、法令で定めら</p>	<p>第4章 参画・協働</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
	れる権利の他、本条例第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する権利を具体的に実現するための手法を記載した。	
第 1 節 参画の原則		第 1 節 参画・協働の原則
(参画の権利) 第 15 条 市民は、市の計画立案・策定・決定・実施・評価の各段階に参画する権利を有します。	参画はその形態により、協働である場合もあり、参画・協働する権利が市民等にはあること。また、市の執行機関はこの権利を保障することを明確化した。	(参画・協働の原則) 第 18 条 市民は、市の計画の策定、実施、評価の各段階に参画することができる。 2 市の執行機関は、第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策を講じなければならない。
	市民提言案には、記載はないが、参画や協働を行う上にもルールが必要であろうということから、権利と対を成して責務を努力目標として記載した。	(参画に伴う市民の責務) 第 19 条 市民は、まちづくりの主体者として、参画に努めなければならない。
	参画・協働の保障として、多様な参画・協働の方法を用意するように努めることを市の執行機関に課すこととした。	(参画の保障) 第 20 条 市の執行機関は、市民の意見が市政に反映されるとともに、市民が市政に参画する機会が確保されるよう、多様な参画の制度を整備しなければならない。
第 2 節 計画策定への参画		第 2 節 参画の形態
	第 20 条の参画の保障を受けて、参画の形	(参画の形態) 第 21 条 市の執行機関は、前条の規定による

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
	<p>態に基本的な参画協働の制度を記載し、これらの中から、検討課題に最もふさわしい方法を使って、参画を求めることとした。</p> <p>市民提言案の具体的な参画システムについてこの中に記載した。</p> <p>また、参画の方法や聴取した意見の取り扱いを事前に公表することとした。</p> <p>市民提言案と行政素案の目指すところは、同じであろうと考えるが、市民提言案が参加の手法、方法を切り口にしたのに対し、行政素案は、ワークショップの中でも参画の基本として多くの意見が出された、計画の策定、実施、評価、いわゆる、Plan・Do・Seeの各段階への参画協働を切り口に整理したものである。このことから、市民提言案にある個々の参画協働の詳細な方法や規定までは言及せず、多様な参画の形態の中に一括りとし、それぞれの段階への参画協働の基本的な考え方を記載したものである。</p>	<p>参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法をとるものとする。</p> <p>? 審議会、懇談会等への委員としての参画</p> <p>? ワークショップ(一定の課題について集団で検討作業を行うこと)への参画</p> <p>? パブリックコメント(意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度)への意見表明</p> <p>? 公聴会等への参画</p> <p>? アンケート調査への意見表明</p> <p>2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければならない。</p>
<p>(計画策定への参画)</p> <p>第16条 市は、総合計画をはじめ重要な計画策定及び条例制定にあたっては市民の多様な参画を保障します。</p> <p>2 市は、計画策定等に着手するときにその計画の概要、策定スケジュールとともに市民参</p>	<p>市民提言案第1項は、行政素案第5条で規定している。</p> <p>市民提言案第2項は、行政素案第21条第2項で規定している。</p> <p>市民提言案第3項は、行政素案第21条で規</p>	<p>(計画策定等への参画)</p> <p>第22条 市の執行機関は、基本構想及び各施策の基本となる計画の策定等を行なうにあたって、前条第1項各号に定める方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとする。</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
<p>画の手法を公表し、市民に意見を求めます。</p> <p>3 市は、多様な参画手法を用意し、多くの人が参画できるように工夫します。</p> <p>4 市は、計画策定等の進行状況及び議事録等を公開します。</p> <p>5 市は、計画策定等にあたって、その計画の対象者の参画を保障します。</p>	<p>定している。</p> <p>市民提言案第 4 項は、行政素案第 16 条の情報の共有及び第 19 条の説明責任で規定している。</p> <p>市民提言案第 5 項は、行政素案第 5 条及び第 20 条で参加の権利が保障されており、当事者参加についてもこの中に包括するものと考ええる。</p>	
<p>(予算策定への参画)</p> <p>第 17 条 市民は、市が行う予算編成にあたって予算に関する提案をすることができます。市は、出された提案及び市の対応について公開します。</p> <p>2 市は、市民が予算に関する理解を深めることができるように十分な情報提供に努めます。</p>	<p>市民提言案第 1 項の予算策定に対する意見表明は、予算策定にかかわらず行政素案第 5 条の市民の権利で自治について意見表明の権利を保障しており、その権利に包括されると考え、個別には盛り込まないこととした。</p> <p>市民提言案第 2 項は、予算等、財務に関わる情報を共有する必要性が記載されており、行政素案第 16 条情報の共有及び第 19 条の説明責任により果されるものと考ええる。</p>	
<p>(審議会等への参画)</p> <p>第 18 条 市は、市政の重要課題に対し、市民と協働して解決するために、審議会等を設けることができます。</p> <p>2 審議会等の市民委員は公募を原則とし、市は選考結果とその理由を明らかにします。</p> <p>3 審議会等の委員の任期は、2 期を限度とし</p>	<p>審議会への参画についても、個別には盛り込まず参画の形態の 1 つとして行政素案の第 21 条に規定をした。</p>	

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
<p>ます。</p> <p>4 市民委員の重複は、避けることとします。</p> <p>5 公募した市民委員の決定にあたっては、男女比、年齢構成、地域構成に配慮します。</p> <p>6 市は、会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、審議項目を事前に市民に知らせます。</p> <p>7 審議会等は、公開とし、会議録、資料等も公開します。</p>		
<p>(市民意見表明制度)</p> <p>第19条 市は、条例の制定及び改正や廃止、政策策定時における中間と決定時に広く市民に意見を求めます。</p> <p>2 市民は、市に対して具体的な提案を行うことができます。市は、市民からの提案を尊重します。</p>	<p>市民提言案の「市民意見表明制度」についても、参画の形態の1つとして行政素案の第21条にパブリックコメントとして規定した。</p>	
<p>(市民意見聴集制度)</p> <p>第20条 市は、まちづくりの重要な課題について多摩市に住み、働き、学ぶ幅広い市民から意向を確認するため意見聴集制度を実施します。</p> <p>2 市民、議会、市は、市民意見聴集の実施を提案することができます。</p> <p>3 市は、市民意見聴集の目的、対象者、結果の扱いについては事前に明らかにします。</p>	<p>市民提言案の「市民意見聴集制度」についても、参画の形態の1つとして行政素案の第21条にアンケート調査に対する意見表明として規定した。</p> <p>また、投票行為が伴うかどうかについては、意見の聴取の手法であることから言及していない。</p>	

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
<p>第3節 実施への参画</p> <p>(実施への参画)</p> <p>第21条 事業の実施にあたり市と市民は、協働し、市民力を活かした活動が図られるように努めます。</p> <p>2 市は、地域の問題を解決するために、NPO(非営利活動団体)、コミュニティ、大学等と協働を進めます。</p>	<p>市民提言案の趣旨を盛り込み、多様に市民の力を活用し協働することとした。</p> <p>市民提言案第2項については、実施への参画する主体が多様化するなか、限定的に列举ではなく、広く包括する文言に整理するとともに、その活動の自主性を尊重することとした。</p>	<p>(事業実施における協働)</p> <p>第23条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画が得られるとともに、市民の多様な知恵と活力が活かされるよう努めるものとする。</p> <p>2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立的に活動する各種団体等の自主性を尊重するものとする。</p>
<p>第4節 評価への参画</p> <p>(政策・事業評価への参画)</p> <p>第22条 市民は、市が行っている政策、事業に対し評価することができます。</p> <p>2 市は、前項の評価を次の年度の予算編成に活かします。</p>	<p>市民提言案の趣旨を活かし、主要事業の成果を公表すること。</p> <p>市民は、その成果を評価することができることを規定した。</p>	<p>(評価への参画)</p> <p>第24条 市の執行機関は、実施した主要な事業について、その評価を公表するものとする。</p> <p>2 市民は、市が行っている政策、事業に対し評価することができる。</p>
<p>第5節 参画の支援</p> <p>(参加の支援)</p> <p>第23条 市は、市民が参画する権利を行使しやすい環境を整備します。</p> <p>2 市は、年度当初、その年度に行う予定の市民参画スケジュールを市民に知らせます。</p>	<p>市民提言案第1項の趣旨の範囲内で文言の整理を行った。</p> <p>市民提言案第2項は、行政素案第21条第2項で規定した。</p>	<p>第3節 参画の支援</p> <p>(参画の支援)</p> <p>第25条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければならない。</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
第 5 章 住民投票		第 5 章 住民投票

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
<p>(住民投票)</p> <p>第24条 市は、多摩市にかかわる重要事項について、直接、住民(住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録された者を言います。以下この条において同じものとし、)の意思を確認するため住民による、住民投票制度を設けることができます。</p> <p>2 住民、議会、市は、住民投票を発議することができます。</p> <p>3 住民は、多摩市にとって重要と認める事項について有権者の50分の1の連署で、市長に、住民投票を発議するよう提案することができます。市長は、住民の意思を尊重して取り扱います。</p> <p>4 住民投票を行うときは、市長は、住民投票の目的を事前に明らかにし、その結果を尊重します。</p> <p>5 住民投票に参画できる者の資格、その他必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。</p>	<p>現行法の範囲内で、「住民投票」を規定した。市民提言案第2項及び第3項の発議権については、市長・市議会議員・市民の発議権者ごとに行政素案第26条で規定した。</p> <p>市民提言案第4項及び第5項については、行政素案第26条第3項で規定した。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第26条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の総意を把握するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票を行う場合はそのつど、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとする。</p> <p>(住民投票の発議・請求)</p> <p>第27条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。</p> <p>2 市議会議員は、法令に定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出することができる。</p> <p>3 住民のうち、選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。</p>
第6章 推進機関の設置等		第6章 自治推進委員会

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
<p>(市民自治推進委員会の設置)</p> <p>第25条 市は、この条例に沿った市民自治の推進に努めるため、市民自治推進委員会を設置します。</p> <p>2 市民自治推進委員会は、市民自治の実施状況を把握し、課題を明らかにし、市民自治の推進に努めることを目的とします。</p> <p>3 市民自治推進委員会の役割は、次のとおりとします。</p> <p>(1) この条例に沿った市民自治の推進</p> <p>(2) この条例に沿った検証及びその検証結果の公表</p> <p>(3) この条例の見直しの提案</p> <p>4 市民自治推進委員になる者の資格は、市民とします。</p> <p>5 市民自治推進委員会の定数は10人とし、委員の構成は市議会議員2人、市民6人、市職員2人とします。</p> <p>6 市民自治推進委員の任期は、2年とします。</p> <p>7 その他必要事項は、別に条例で定めます。</p> <p>(救済機関)</p>	<p>地方自治法に基づく市長の附属機関の設置であり、市長の諮問に基づき、自治の推進と、本条例で付与される市民の権利に対する救済機関として「自治推進委員会」を設置するものである。</p>	<p>(自治推進委員会の設置)</p> <p>第28条 市の自治の円滑な推進を図るとともに、市の自治に係る市民の権利を擁護するため、多摩市自治推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、市の自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。</p> <p>3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、市の自治の推進に関する重要事項について、市長に建議することができる。</p> <p>4 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

多摩市市民自治基本条例(市民提言案)	市民提言案変更に関する基本的な考え方	多摩市自治基本条例(素案)
<p>第26条 市民の権利侵害の救済を目的として、救済機関を設置します。</p> <p>2 前項で定める救済機関については、条例で定めます。</p>		
<p>第7章 条例の位置付け等</p>		<p>第7章 条例の見直し等</p>
<p>(条例の位置付け等)</p> <p>第27条 議会及び市は、この条例の内容に即して、各分野別の基本条例の制定を推進し、他の条例、規則その他の規程の整備をします。</p> <p>2 議会及び市は、既存の条例、規則その他の規程を、この条例に沿って改正します。</p> <p>3 議会及び市は、新たな条例、規則その他の規程を定めようとする場合においては、この条例に定める事項を遵守します。</p>	<p>条例の位置付けについては、行政素案第4条基本原則の中で規定した。</p> <p>社会情勢等の環境の変化に対応するため、見直し条項を加えた。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第29条 市長は、社会情勢の変化等により、市の自治を取り巻く環境が変化したと認めるときは、その時代にふさわしい条例とするため、見直しを行うものとする。</p>
<p>(委任)</p> <p>第28条 この条例の施行に際し、必要な事項は別に定める。</p>	<p>この条例を施行するために必要な規則等を規定できるよう委任条項を加えた。</p>	<p>(委任)</p> <p>第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及びの市の執行機関が別に定める。</p>
<p>附 則</p>		<p>附 則</p>